

芦別市の人事と給与

市の職員には、給料と扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などの諸手当を合わせた給与が支給されています。給与は、国家公務員や他の地方公共団体職員、民間企業職員の給与のほか、生計費やその他の事情を考慮して芦別市職員給与条例に定められています。今月は、「地方公務員法第58条の2」及び「芦別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき芦別市職員の職員数、給料などについて公表します。

また、芦別市のホームページにおいて、更に詳細な状況などを掲載していきますのでご覧ください。

■職員数の状況 職員の定数は条例で定められています

	部門別職員数						全職員数	前年度比	
	一般行政	教育	消防	病院	水道	その他		全職員	一般行政
平成25年	166人	46人	50人	124人	10人	27人	423人	-3人	-4人
平成26年	170人	45人	0人	124人	10人	27人	376人	-47人	4人
平成27年	167人	43人	0人	115人	10人	27人	362人	-14人	-3人

※各年4月1日の職員数で、教育長を含み、特別職と平成26年～27年の消防職員（滝川地区広域消防事務組合へ派遣）は除いています

■職員の採用と退職状況 平成26年度の採用者と退職者は次のとおりです

	採用者			退職者					免職等
	大学卒	短大卒	高校卒	定年	勤奨	自己都合	病気死亡	その他	
一般事務	3人	1人	1人	5人	2人	1人	-	-	-
保育士	-	1人	-	-	-	-	-	-	-
技能・労務職員	-	-	-	-	1人	-	-	-	-
合計	3人	2人	1人	5人	3人	1人	0人	0人	0人

※消防職員（滝川地区広域消防事務組合へ派遣）と市立芦別病院に勤務する医師・看護師等は除いています

■一般職員の勤務時間（平成27年4月1日）

1日の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

※上記始業時間及び終業時間は、一般的な職員に適用するもので、交替制職場については異なります

■年次有給休暇取得状況（平成26年度）

	平均取得日数	消化率
一般職員	10.3日	26.1%

※病院職員及び中途採用、退職、育児休業、休職者を除きます

■育児休業及び介護休暇の取得状況（平成26年度）

	育児休業			介護休暇
	男性	女性	合計	
新規取得者	0人	0人	0人	0人
継続取得者	0人	1人	1人	0人

※育児休業には部分休業取得者も含まれます

■職員研修の状況 平成26年度に行った研修内容と参加者の状況は次のとおりです

研修の種類	参加人数	研修の種類	参加人数
新規採用職員研修	6人	指導者養成研修	6人
専門実務研修	71人	管理監督者研修	5人
資格取得研修	4人	行政視察研修	0人
集合研修	0人	職員派遣研修	5人
合計	81人	合計	97人

※市立芦別病院に勤務する医療職員を除きます

■特別職等の給料と市議会議員の報酬等

市長など特別職等の給料、市議会議員の報酬月額などは、条例で定められています。

	報酬・給料月額	期末手当	退職手当支給率
市長	792,000円	・6月期 1.950月 ・12月期 2.100月 合計 4.050月	1期(4年) 20.504月
副市長	646,000円		1期(4年) 12.936月
教育長	584,000円		1期(4年) 11.352月
議長	385,000円		
副議長	336,000円		
議員	315,000円		

※平成27年4月1日現在

※市長、副市長及び教育長の退職手当は、任期ごとに支給されます

■職員の給与の状況について

職員の給料月額には職務の内容と責任の程度に応じた給料表で定められています。

区分	初任給	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
芦別市	大学卒 174,200円	44.9歳	335,800円	353,947円
	高校卒 142,100円			
国	大学卒 174,200円	43.5歳	334,283円	408,996円
	高校卒 142,100円			

※平成27年4月1日現在（一般行政職）

※給与とは給料月額に扶養手当、住居手当等を加えた額

■期末手当・勤勉手当の支給率

期末手当・勤勉手当は、民間企業の賞与にあたるもので、6月と12月に分けて支給されます。年間支給率は4.10月で、国と同率です。

■退職手当支給率

退職手当は、退職した理由と勤続年数に応じた支給率に退職時の給料月額を乗じた額が支給されます。

勤続年数	自己都合	定年等
20年	20.445月	25.55625月
25年	29.145月	34.5825月
35年	41.325月	49.590月
45年	49.590月	49.590月

■職員の服務規律と処分者

地方公務員法などにより、服務規律は次のとおり定められており、これに違反すると懲戒処分や矯正措置を受けます。なお、処分者は平成26年度の延べ人数です。

(1) 分限処分状況（全職員）

処分の事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合 (地公法第28条第1項第1号)	—	—	—	0人
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号、第2項第1号)	—	—	2人	2人
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	1人	—	—	1人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 (地公法第28条第1項第4号)	—	—	—	0人
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法第28条第2項第2号)	—	—	—	0人
条例で定める事由による場合 (地公法第27条第2項)	—	—	—	0人
合計	1人	0人	2人	3人
地公法第28条第4項により失職したもの	—	—	—	0人

(2) 懲戒処分の状況（全職員）

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	訓告	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	—	—	—	—	—	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	—	—	—	—	—	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	—	1人	2人	1人	6人	10人

【処分内容の説明】

- ▶免職 その職を失わしめ、退職によって生ずる諸給与は、これを支給しない
- ▶停職 1日以上6月以下、職務に従事させずその期間中いかなる給与も支給しない
- ▶減給 1日以上6月以下、給料の10分の1以下を減額する
- ▶戒告 戒告書を手渡し、将来を戒める
- ▶訓告 所属長からの口頭注意等

■芦別市公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、苦情相談について公平委員会に要求することができます。

平成26年度は、これらの申し立てはありませんでした。

●問い合わせ／職員係 ☎ 22-2111 内線(217、218、219)まで



マイナンバー制度に関するあなたの疑問に「マイナちゃん」がお答えします

Q 通知カードが届いたら、どうすればいいの？

A 世帯全員分がそろっているか確認し、まずは大切に保管してね。

通知カードは個人番号の証明書にはなるけど、身分証明書にはならないんだよ。

来年1月からの個人番号の利用が始まれば、通知カードの他に、顔写真付きの運転免許証などによる本人確認が必要になるんだよ。マイナンバーと顔写真の両方が記載された個人番号カードを取得すると、カード1枚で手続きができるんだよ。だから、個人番号カードの取得を勧めているよ。

Q 個人番号カードの発行には費用がかかるの？

A 個人番号カードの発行は無料だよ。通知カードと一緒に届く申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れて送り返せば、来年1月以降に受け取ることができるよ。

Q 子どもでも個人番号カードの申請はできるの？

A 15歳未満及び成年被後見人の方は法定代理人により申請できるよ。特別な理由がある場合は、認められた任意代理人により申請もできるよ。

Q 個人番号カードに有効期限はあるの？

A 20歳以上は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して5年としているよ。通知カードには有効期限はないよ。

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得にはご注意ください！

その他ご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤルコールセンターへ

0120・95・0178

○平日＝午前9時30分～午後10時 ○土・日・祝日＝午前9時30分～午後5時30分 ※通話料は無料です